

校則 学校生活で守ること

定時制 指導部

高校は義務教育を卒業し、自らの意思で勉学に励む人たちのための学校です。全員が楽しく充実した高校生活を送るために、互いが協力し、ルール・マナーを守らなければなりません。社会に出る前に、学校という小さな社会でルール・マナーを守って生活してみましょう。以下の校則を守れない場合は、特別指導になります。

1. 授業について

- ・遅刻をしない。
- ・筆記用具を持参する。
- ・私語は控え、指定された自分の席で積極的に授業に参加する。
- ・先生の指示に従い、授業を妨害しない。

2. 通学について

- ・届け出た通学方法で通学する。
- ・交通ルールは遵守する。
- ・自動二輪通学（原付含むバイク全般）は、許可を得た者のみ可とする。※
- ・遅刻をせずに登校する。やむを得ず遅刻する場合は必ず担任に連絡する。

※仕事をしており、始業時間に間に合わないなどの特別な理由のある生徒のみ許可する。また、校則を守れていない生徒には許可しない。

3. タバコ・アルコールについて

- ・未成年者の喫煙、飲酒は法律によって禁止のため、発見した場合は特別指導とする。
- ・成人についても登下校時と学校時間内の喫煙や飲酒は、特別指導とする。
- ・喫煙具の所持についても、喫煙有無に関わらず特別指導とする。学校に不必要なものは持ってこない。喫煙類似品（電子タバコ、噛みタバコ、マッチ、ライターも含む）の所持も特別指導とする。

4. 携帯・スマートフォンなどの使用について

- ・授業中の使用は禁止する。授業中はかばんかポケットの中に保管し触らない。
- ・学校内での写真や動画の撮影は、個人情報保護等のため原則として許可しない。
また、写真や動画を勝手にインターネット上やSNS上にアップロードすることは許可しない。誹謗中傷や個人情報をさらす行為については、特別指導とする

5. 法令違反について

法令を遵守し、生活をする。法律に反すること、犯罪行為についてはすべて特別指導、または退学を勧告することがある。

6. いじめについて

どのような理由があっても、いじめ行為は認めない。いじめをしないこと。発覚した場合は特別指導、または退学を勧告することがある。

7. 保健室の利用について

- ・体調不良等の正当な理由なく保健室は利用しない。
- ・緊急な事情がない限りは、休み時間に保健室を利用する。
- ・正当な理由のない給食時間の保健室の利用は認めない。
- ・保健室の先生の指示に必ず従う。

8. その他

- ・以下のことはすべて特別指導となる。学校のルールを守ることを心がけること。
 - ✓ 暴力行為をはたらくこと（対生徒、対教師）
 - ✓ 暴言を吐くこと（対生徒、対教師）
 - ✓ 不正行為をすること（カンニング）
 - ✓ 迷惑行為（近隣、他人）、
 - ✓ 薬物を乱用する行為（大麻等の使用、市販されている薬の不正使用など）
 - ✓ 窃盗（万引き含む）、
 - ✓ 友人同士で金銭の貸し借りをすること
 - ✓ 問題行動を繰り返した場合
 - ✓ 先生の指導を拒否すること
 - ✓ その他先生が指導を必要と考えた場合